

中山町教育委員会告示第10号

中山町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱を次のように定める。

令和8年5月22日

中山町教育委員会教育長 渡 邊 斉

中山町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（令和7年12月文部科学省）の地域クラブ活動に関する認定制度に基づき、地域クラブ活動の認定を行うに当たり必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 認定地域クラブ活動の認定を受けることができる対象者は、次の各号のいずれかに掲げる団体とする。

- (1) 中山町立中山中学校に設置されている部活動に係る活動内容であって、中山町スポーツ協会に加盟する団体又は当該団体に属する者により構成される団体
- (2) その他教育長が認める団体

(認定要件)

第3条 認定地域クラブ活動の認定を受けるに当たり満たすべき要件は、次のとおりとする。

- (1) 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- (2) 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- (3) 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること。
- (4) 適切な指導の実施体制が確保されていること。
- (5) 適切な安全確保の体制が確保されていること。
- (6) 適切な運営体制が確保されていること。
- (7) 学校等との連携が適切に行われていること。

(認定申請)

第4条 認定地域クラブ活動の認定の申請は、地域クラブ活動の実施主体（以下

「団体」という。)が、中山町認定地域クラブ活動認定申請書兼誓約書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、教育長に提出しなければならない。

- (1) 地域クラブ参加者一覧表（様式第2号）
 - (2) 中山町認定地域クラブ活動認定要件確認書（様式第3号）
 - (3) 団体の規約または会則等
 - (4) 保険加入証明書の写
 - (5) 指導者の取得している資格が分かる書類（認定証等）の写
 - (6) 地域クラブ活動の活動計画書
 - (7) その他教育長が必要と認める書類
- （認定手続）

第5条 教育長は、前条の規定による申請があった場合には、必要に応じてヒアリングや現地確認等を行いつつ、申請内容を審査し、第3条の認定要件を満たすと認めるときは、認定を行うものとする。

- 2 前項の規定により認定を受けた地域クラブの活動は中山町認定地域クラブ活動と呼ぶものとする。
- （認定又は不認定の通知）

第6条 教育長は、前条第1項の規定による認定をしたときは、中山町認定地域クラブ活動認定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

- 2 教育長は、前条第1項の規定による認定をしないこととしたときは、中山町認定地域クラブ活動不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。
- （認定の有効期間）

第7条 中山町認定地域クラブ活動の認定の有効期間は、認定の効力の発生日の属する年度の翌々年度末までとする。

（変更の届出）

第8条 中山町認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた後、申請内容のうち認定に係る事項に変更が生じたときは、速やかに中山町認定地域クラブ活動変更の届出書（様式第6号）により教育長に届け出なければならない。ただし、その変更が軽微な場合はこの限りでない。

（休止の届出）

第9条 中山町認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた地域クラブ活動を休止する場合には、速やかに中山町認定地域クラブ活動休止の届出書（様式第7号）により教育長に届け出なければならない。

（認定取消しの申出）

第10条 中山町認定地域クラブ活動の団体は、認定を受けた地域クラブ活動を廃止する場合には、速やかに中山町認定地域クラブ活動認定取消しの申出書（様式第8号）により教育長に申し出なければならない。

（認定の取消し）

第11条 教育長は、中山町認定地域クラブ活動が次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すものとする。

- (1) 不正な手段等により認定を受けたとき。
- (2) 指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき。
- (3) 中山町認定地域クラブ活動の団体から前条の規定により認定取消しの申出があったとき。

2 教育長は、前項の規定により認定を取り消したときは、中山町認定地域クラブ活動認定取消通知書（様式第9号）により、認定地域クラブ活動の団体に通知するものとする。

（中山町認定地域クラブ活動に対する指導助言等）

第12条 教育長は、定期的な報告、ヒアリング、現地確認等により、中山町認定地域クラブ活動の取組状況等を把握し、必要な指導助言等を行うものとする。

（中山町認定地域クラブ活動に対する支援）

第13条 教育長は、中山町認定地域クラブ活動について次に掲げる支援を行うものとする。

- (1) 生徒・保護者等に対する情報提供
- (2) 地域クラブ活動の運営等への公的支援（財政支援、町有施設・学校施設等の優先利用等）
- (3) 地域クラブ活動への従事を希望する教師等の兼職兼業の促進
- (4) その他教育長が認める支援

（雑則）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和8年度末までの間は、教育長は、地域クラブ活動が第3条各号に掲げる認定要件のうち、第4号又は第6号を満たしていない場合であっても認定を行うことができるものとし、その場合には、当該地域クラブ活動の団体に対して活動の質の担保等のために適切な指導助言等を行うものとする。